

アンテナショップ催事出展支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」（以下「アンテナショップ」という。）において、出展販売及び催事出展（以下「出展」という。）する際のアンテナショップ催事出展支援金（以下「本支援金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本支援金は、県内に事業活動の拠点を有する小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に定める小規模事業者と同等程度であり、概ね常時使用する従業員の数が20人以下の食品製造事業者、生産加工グループ、民工芸事業者等。以下「事業者」という。）がアンテナショップにおいて出展する際の負担を軽減することにより、商品や催事内容に対する消費者の意見等を直接把握して首都圏への販路拡大や商品開発等に役立てるため、又は県内の民工芸品等の情報発信等を行うための活動を支援することを目的として交付する。

(支援金の交付)

第3条 県は、交付目的の達成に資するため、事業者に対し、アンテナショップにおける出展日数等に応じて別表に掲げる交付額を、出展する従業員等1人当たりの本支援金として予算の範囲内で交付する。

なお、アンテナショップでの出展について、本支援金とは別に国又は地方公共団体等から補助金等の交付を受けている又は受けようとしている場合には、本支援金を交付しないものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本支援金の交付申請は、アンテナショップに出展した日の翌月の15日又は出展する日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。

(交付決定の時期等)

第5条 本支援金の交付決定は、規則第18条第1項による額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から起算して、20日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本支援金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出をもって報告があつたものとみなす。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本支援金の交付について必要な事項は、鳥取県交流人口拡大本部東京本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月25日から施行し、平成31年4月1日以降に開始する出展から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

別表（第3条関係）

催事日数	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日間
交付額 (1人分)	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円	55,000円	60,000円
交付額 (1人分) ※チャレンジ商品制度と併用する場合	37,500円	50,000円	62,500円	75,000円	87,500円	100,000円	112,500円

(特記事項)

- 1 同一の事業者による申請は、同一年度において4回を限度とする。
- 2 本支援金の対象者として申請することができる従業員等は、アンテナショップへの出展に従事させるために鳥取県内から派遣する者に限る。
- 3 出展する催事1件につき、本支援金の対象者として申請することができる従業員等の人数は2人を限度とする。また、同一の事業者が異なる催事に続けて出展する場合及び催事日により派遣者が交代して異なる場合には、催事日数を通算するものとする。
ただし、同一の催事に複数の事業者が出展する場合、当該催事について本支援金の対象者として申請することができる従業員等の人数は、1事業者当たり1人を限度とする。
- 4 アンテナショップでのプロモーションは、原則として10時から18時まで実施すること。
- 5 その他、鳥取県交流人口拡大本部東京本部長が本支援金の対象者として不適切と認める者は交付対象から除く。